

# 野生の鳥獣に関するよくある問い合わせについて

## <目次>

### **1** 死亡した野生の鳥獣がいる

- ☆ 道路上にある場合
- ☆ 住宅等個人の敷地にある場合
- ☆ カモシカが死んでいる場合
- ☆ 大量の野鳥が同時に死んでいる場合

### **2** 傷ついた（弱っている）野生の鳥獣がいる

- ☆ 鳥のヒナが落ちている
- ☆ 皮膚がぼろぼろの野生動物（タヌキなど）がいる

### **3** 野生の鳥獣による生活環境被害がある

- ☆ 住宅敷地内に野生の動物（タヌキ、ハクビシン）が住みついて困っている
- ☆ 野生の動物に糞をされて困っている
- ☆ 鳥類（ハトなど）がベランダにきて困っている
- ☆ 鳥類の糞害で困っている
- ☆ 捕獲してほしい

## 1 死亡した野生の鳥獣がいる

### ☆ 道路上にある場合

国・県・市で管理する道路は清掃センターで回収しますので、ご連絡をお願いします。

【資源再生センター 221-5316】

### ☆ 住宅等個人の敷地にある場合

私道や個人の敷地にあるものは土地所有者が回収し、指定されたゴミの日に出してください。

### ☆ カモシカが死んでいる場合

国の特別天然記念物に指定されているため、死亡した個体がいる場合は 教育委員会文化財課へお知らせください。

【教育委員会文化財課 224-7013】

### ☆ 大量の野鳥が同時に死んでいる場合

複数の野鳥が同時に大量に死んでいるなど、鳥インフルエンザや薬物被害が疑われる場合は いのしか対策課へお問い合わせください。

【いのしか対策課 224-8470】

## 2 傷ついた（弱っている）野生の鳥獣がいる

厳しい自然の中で生活していくことで様々な傷ができては癒えることを繰り返すことで、たくましく生活しています。安易に救護することは適切ではありませんので、かわいそうだと思っても自然のままそっとしておいてください。

ただし、数が減って保護が必要な動物（天然記念物指定種など）についてはこの限りではありませんので、いのしか対策課又は長野地域振興局林務課へお問い合わせください。

【いのしか対策課 224-8470】 【長野地域振興局 林務課 234-9521】

### ☆ 鳥のヒナが落ちている

巣に戻さず、そのままにしてそっと離れましょう。往来の激しい場所などでは木陰など人目につかないところに置いてください。巣立ち前のヒナはうまく飛べずに落ちてしまうものもありますが親鳥が遠くから見守っている可能性があります。決して連れ帰らないでください。

### ☆ 皮膚がぼろぼろの野生動物（タヌキなど）がいる

ダニによる病気で疥癬（かいせん）症と思われます。この病気に感染すると毛が抜け落ち、衰弱して死亡します。人間に感染することはまれとされていますが、犬などには感染する可能性があります。このような動物を発見した場合は、むやみに近づかない、エサをあげない、生ゴミやペットのエサを放置しない、といったことを守ってください。

（市や保健所では保護していません）

### 3 野生の鳥獣による生活環境被害がある

#### ☆ 住宅敷地内に野生の動物（タヌキ、ハクビシン）が住みついて困っている

<対策>

- ・煙の出るタイプの殺虫剤等を使用して追い払う。
- ・侵入口をふさぐ（家を建てた工務店や大工さんへご相談ください）。
- ・エサとなるもの（残飯や果実の取り残し等）を家のまわりに放置しない。
- ・家のまわりの樹木を伐採する。

#### ☆ 野生の動物に糞をされて困っている

<対策>

- ・糞をされないように柵などで物理的に防除する。
- ・糞をきれいに片付けたあとに木酢液を原液のまま定期的に散布する。

#### ☆ 鳥類（ハトなど）がベランダにきて困っている

<対策>

- ・巣がない場合            ・ 防鳥ネット（ホームセンター等で販売）で防除してください。
- ・巣のみある場合        ・ 卵を産む前であれば許可を得ずに取り除くことができますので、速やかに撤去して、防鳥ネットなどで防除してください。
- ・卵やヒナがいる場合    ・ 許可なく捕獲することはできませんので、むやみに撤去せずヒナが巣立つまで（約1ヶ月程度）様子を見てから撤去してください。

#### ☆ 鳥類の糞害で困っている

<対策>

- ・電線にとまった鳥が原因の場合

電線下の土地所有者からの申し出によって、鳥が止まりにくい電線の設備更新をしてくれる場合があります。詳しくは中部電力パワーグリッドまたはNTTへお問い合わせください。

##### 【中部電力パワーグリッド】

長野営業所   0120-984-385（犀川以北）

篠ノ井営業所   0120-984-495（犀川以南、信州新町）

##### 【NTT】

113 携帯からは0120-444-113

- ・公園や街路樹が原因の場合

管理している部署（市または県）へお問い合わせください。

長野市の場合   【公園緑地課 224-5054】

#### ☆ 捕獲してほしい

野生鳥獣を許可なく捕獲することは法律で禁止されています。まずは出没の原因を取り除くことが大切です。取り除いてもなお被害が発生する場合は捕獲することもできますが、事前に許可が必要となります。いのしか対策課へお問い合わせいただくか、資格を持った消毒業者等へご相談ください。

※市や保健所では、野生の鳥獣の捕獲は行っていません。